

「京急プレミアムポイント（MUF Gカード）特約」改正案の新旧対照表（改正部分赤字）

改正案	現行
<p>(2021年6月1日改定)</p>	
<p>第1条（本特約）</p> <p><del>3. 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。</del></p>	<p>第1条（本特約）</p> <p>3. 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。</p>
<p>第2条（本カードの名称と入会方法）</p> <p>2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアムポイント規約」および「京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔MUF Gカード〕」（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承諾のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込みものとします。</p>	<p>第2条（本カードの名称と入会方法）</p> <p>2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアムポイント規約」および「京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔MUF Gカード〕」（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込みものとします。</p>
<p>第8条（本特約の改定など）</p> <p>1. 京浜急行電鉄と三菱UFJニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。</p> <p>（1）本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>（2）本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2. 両者は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ（京急プレミアムポイント web）に公表する方法その他両者が適切と考える方法により、会員に周知いたします。</p>	